

新宿区教育委員会会議録

令和3年第2回臨時会

令和3年3月24日

新宿区教育委員会

令和3年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和3年3月24日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時55分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	中 山 浩
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	広 瀬 岳 平
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠	文 化 観 光 課 長	小 泉 栄 一

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 国 分 克 行
-------------------	---------------------

## 議事日程

### 議案

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 第 9 号議案  | 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について |
| 日程第 2  | 第 10 号議案 | 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について |
| 日程第 3  | 第 11 号議案 | 令和 3 年度新宿一般会計補正予算（第 3 号）（案）に関する意見について                 |
| 日程第 4  | 第 12 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則      |
| 日程第 5  | 第 13 号議案 | 令和 3 年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について                       |
| 日程第 6  | 第 14 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則            |
| 日程第 7  | 第 15 号議案 | 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則                      |
| 日程第 8  | 第 16 号議案 | 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則                             |
| 日程第 9  | 第 17 号議案 | 新宿区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則                    |
| 日程第 10 | 第 18 号議案 | 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則                           |
| 日程第 11 | 第 19 号議案 | 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則                            |
| 日程第 12 | 第 20 号議案 | 新宿区立教育歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則                           |
| 日程第 13 | 第 21 号議案 | 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則                           |
| 日程第 14 | 第 22 号議案 | 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則                              |

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 はい、かしこまりました。

---

○教育長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務について説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

それでは、議事に入ります。

「日程第1 第9号議案」及び「日程第2 第10号議案」として、いずれも「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」、「日程第3 第11号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算第3号（案）に関する意見について」、「日程第4 第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第13号議案 令和3年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第6 第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第15号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第8 第16号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第9 第17号議案 新宿区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第10 第18号議案 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第11 第19号議案 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第12 第20号議案 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第13 第21号議案 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第14 第22号議案 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず日程第1、第9号議案及び日程第2、第10号議案について一括して説明を受け審議を行います。次に、日程第3、第11号議案について説明を受け審

議を行います。その後、日程第4、第12号議案から日程第14、第22号議案について一括して説明を受け審議を行うものとします。

ここで、皆様にお諮りします。

第11号議案 令和3年第1回区議会臨時会で審議を予定している案件で、予算案として議事に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第11号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第11号議案は、非公開により審議するものといたします。

---

◎ 第 9号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

◎ 第 10号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、まず第9号議案及び第10号議案の説明を教育調整課長からお願いします。長くなるでしょうから、座って御説明ください。

○教育調整課長 ありがとうございます。

それでは、第9号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきますと、こちらが臨時代理の概要等を記載したものとなっております。本来、補正予算案など区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議をいただく事案ではありますが、さきの令和3年新宿区議会第1回定例会に提出されました令和2年度新宿区一般会計補正予算（第14号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算案に異議はない旨の意見を述べたものでございます。つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

さらに、1枚おめくりいただきますと、本件に関する補正予算の概要となっております。

今回は、歳入歳出に関する財源更正を行うものでございまして、財源更正の理由といたしましては、1つが、新型コロナウイルス感染症の影響により、区の一般財源に大幅な減収が生じたため、新たに発行することになった特別区債を充当すること、もう一つは、新型コロナウイルス感染症の対応等に係る取組に対して、都の補助金でございます新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

なお、対象事業といたしましては、全部で13事業となります。

では、事業概要を御説明いたします。

初めに、第1項教育総務費、第3目教育センター費、事業名は計画修繕です。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による減収により、新たに区債を発行し、教育センターの改修工事費に充当するため、財源更正を行うものです。財源内訳ですが、特別区債が1億4,400万円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の1億4,953万6,000円です。

続いて、第4目教育指導研究費、事業名は学校情報ネットワークシステムの運用です。

こちらは、臨時休業期間等におけるオンラインを活用した家庭学習の支援に係る経費について、都の補助金を充当するため、財源更正を行うものでございます。

財源内訳ですが、都支出金が1億454万1,000円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の5億8,711万6,000円です。

次に、事業名校外学習活動等の支援です。

こちらは、区立中学校の修学旅行の中止に伴うキャンセル料の公費負担と、小学校、中学校及び新宿養護学校の修学旅行等の代替行事の実施に係る経費について、先ほどと同様の都の補助金を充当するため財源更正を行うものでございます。財源内訳ですが、都支出金が3,130万円の増、一般財源が同額の減で、補正後の予算額は補正前と同額の4,075万9,000円です。

次のページにまいります。

第2項小学校費、第1目学校管理費、事業名は普通学級の管理運営、一般管理費です。

こちらは、区立小学校における感染症対策及び学習保障等の取組に用する経費に都補助金を充当するものです。財源内訳は、都支出金が301万5,000円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の2億5,489万6,000円です。

次に、第3目学校給食費、事業名は運営費です。

こちらは、区立学校の臨時休業に伴い、経済的負担が生じた給食の食材納入事業者に対す

る支援に係る経費に都補助金を充当するものです。財源内訳は、都支出金が579万4,000円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の3,522万3,000円です。

次に、第4目学校保健費、事業名はその他保健衛生費です。

こちらは、区立小学校における感染症対策及び学習保障等の取組に要する経費に都補助金を充当するものです。財源内訳は、都支出金が920万7,000円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の8,737万円です。

次のページにまいります。

第5目営繕費、事業名は計画修繕、外壁改修です。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による減収で、新たに区債を発行して、落合第二小学校の外壁改修工事費に充当するものです。財源内訳は、特別区債が5,600万円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の1億1,819万5,000円です。

次に、第3項中学校費、第1目学校管理費、事業名は普通学級の管理運営、一般管理費です。

こちらは、区立中学校における感染症対策及び学習保障等の取組に要する経費に都補助金を充当するものです。財源内訳は、都支出金が100万9,000円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の1億1,246万9,000円です。

次に、第3目学校給食費、事業名は運営費です。

こちらは、区立学校の臨時休業に伴い、経済的負担が生じた給食食材納入事業者に対する支援に係る経費に都補助金を充当するものです。財源内訳は、都支出金が163万7,000円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の1,236万2,000円です。

次のページにまいります。

第4目学校保健費、事業名はその他保健衛生費です。

こちらは、区立中学校における感染症対策及び学習保障等の取組に要する経費に都補助金を充当するものです。財源内訳は、都支出金が250万5,000円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の2,850万9,000円です。

次に、第5目営繕費、事業名一般修繕、外構整備です。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による減収で、新たに区債を発行して、牛込第三中学校の擁壁改修工事費に充当するものです。財源内訳は、特別区債が2億400万円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の2億1,525万7,000円です。

次に、第4項特別支援学校費、第1目特別支援学校費、事業名は管理運営費です。

こちらは、新宿養護学校における感染症対策及び学習保障等の取組に要する経費及び学校の臨時休業に伴い経済的負担が生じた給食食材納入事業者に対する支援に係る経費に都補助金を充当するもので、財源内訳は、都支出金が79万2,000円の増、一般財源が同額の減となり、補正後の予算額は補正前と同額の3,911万7,000円です。

次のページにまいります。

第7項図書館費、第1目図書館費、事業名は管理運営費です。

こちらは、区立図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、検温用サーマルカメラの導入に係る経費に都補助金を充当するもので、財源内訳は、都支出金が550万円の増、一般財源が同額の減、補正後の予算額は補正前と同額の1億6,171万8,000円です。

以上、補正予算額の合計は、いずれも財源更正のためゼロ円となり、補正後の教育費全体の予算額も補正前と同額の121億1,619万1,000円となります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第9号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

続けて、第10号議案について、御説明いたします。

こちら、第9号議案と同様に、教育長が臨時代理を執行した件に関する承認についてでございます。

議案を1枚おめくりいただきまして、令和3年度の新宿区一般会計補正予算（第2号）における、歳出第10款教育費についてでございます。

次のページに補正予算の概要がついてございますので、そちらを御覧ください。

本件で補正を行うのは2事業となっています。いずれも女神湖高原学園管理棟の天井改修工事を実施することに伴い、必要となる経費を計上するものでございます。

まず、第5項区外学習施設費、第1目区外学習施設管理費、事業名施設の管理運営です。

こちらは、天井改修工事の実施に伴い、区民棟を休館する必要があることから、指定管理者に対する休館補償として指定管理料の増額を計上するものでございます。補正予算は、一般財源が99万8,000円の増額で、補正後の予算額は1億1,819万7,000円となります。

次に、事業名設備整備です。

こちら、天井改修工事に係る工事費及び職員の旅費を計上するものでございます。補正予算額の合計は、一般財源1,246万7,000円の皆増で、補正後の予算額も同額となります。



以上、補正後の教育費の合計は124億7,876万8,000円となります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第10号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

説明は、以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

第9号議案について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。財源更正ということで、事業内容には変更ございませんけれども、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御質問、御意見なければ、討論及び質疑を終了いたします。

第9号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第9号議案を原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第10号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入ります傍聴人の方は、議場より御退席をお願いいたします。

---

◎ 第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第13号議案 令和3年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について

◎ 第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第15号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正す

## る規則

- ◎ 第16号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第17号議案 新宿区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第18号議案 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第19号議案 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第20号議案 新宿区立教育歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第21号議案 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第22号議案 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長 では、次に、第12号議案から第22号議案の説明を一括して教育調整課長からお願いします。お座りになって御説明ください。

○教育調整課長 ありがとうございます。

それでは、第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正する規則について御説明いたします。

まず、議案概要を御覧ください。

本件は、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、感染症に定める求めに応じて感染を防止するための報告及び検疫法に定める求めに応じて、感染を防止するための報告もしくは協力を行うことについて、任命権者が当該職員を職務に就けることが適当でないと判断した場合には、給与を減額免除することができる規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

この規則では、別表におきまして、給与の減額を免除することができる事由を定めておりますが、第1項中の医療に関する法律及びこれに基づく政令等による感染を防止するための協力の記載について、この「協力」の文言の前に、下線部のとおり「報告若しくは」の記載を追加するとともに、検疫法による「停留」の後に「若しくは感染を防止するための報告若しくは協力」の記載を追加するものでございます。

なお、ここでの感染を防止するための報告とは、体温その他の健康状態についての報告を指し、感染を防止するための協力とは、宿泊療養及び自宅療養等を指すものでございます。

附則です。この規則は、公布の日から施行し、基準が改正されました令和3年2月13日に遡及して適用いたします。

それでは、第12号議案の提案理由です。

任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準（昭和53年特別区人事委員会規則第15号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第13号議案 令和3年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について御説明いたします。

本件は、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、令和3年度の教育委員会の会計年度任用職員について報酬額を定めるものです。

それでは、議案文の2枚目におつけしております報酬額の表を御覧ください。

令和3年度のそれぞれの報酬額につきましては、赤枠で囲んだ部分の金額となっております。また一番右側の列に記載のある額につきましては、この報酬額に地域手当を含めた実際の支給額となります。なお、令和2年度の報酬額との違いにつきましては、表の中央部分、教育指導課の所属のところで都措置基準の栄養職員の（1）と（2）及び都措置基準の養護教諭の（1）と（2）について、都の交付金単価が増額になったことに伴いまして報酬月額を増額しているものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第13号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新宿区条例第14号）に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定める必要があるためでございます。

続きまして、第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

こちら、まず議案概要を御覧ください。

本件は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による業務への影響を考慮した職員の夏季休暇の取得期間の拡大及び申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、恐れ入ります新旧対照表の7ページをお開きいただきまして、そちらに記載のございます附則の第8条を御覧ください。

令和3年度につきましては、夏季休暇の取得期間を前後に1か月ずつ延長するもので、これは令和3年度限りの特例的な扱いとするため、本則の改正は行わずに、この附則におきま

して下線部のとおり、令和2年9月30日を令和3年9月30日に、令和2年度を令和3年度に改めた上で、夏季休暇の所得期間を7月1日から9月30日までとあるのを、6月1日から10月31日までと読み替えるものでございます。

次に、押印の廃止の推進に伴う所要の改正について御説明いたします。

こちらは、新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、第4条の下線部分の改正についてですが、こちらは週休日の指定簿の様式について、現行の規定では、様式第1号のほか、様式第1号の2についても規定しておりましたが、この第1号の2の様式を削除するため、改めるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

様式改正についてです。こちらに記載の第4条に規定する第1号様式から第30条の2、5項に規定する第11号様式について、全て改正を行うものです。なお、先ほど御説明いたしました第1号の2様式については削除といたします。

それでは様式の新旧を添付してございますので、必要の都度御覧いただければと思います。

まず第1号様式、週休日の指定簿につきまして御説明いたします。

こちら、旧様式でございました右上の「園長印」、「副園長等印」、「職員確認印」につきましては、新様式では「印」の記載を削除し、その他文言整理を行うものでございます。

次の第2号様式、週休日の振り替え命令簿につきましては、旧の様式で、左上に「命令権者印」という欄がございますが、こちら、それと右上の「職員印」につきまして、それぞれ新様式では「印」の記載を削除し、その他文言整理を行うものでございます。

以下、第2号の2様式から第11号様式につきましても、同様に「印」の記載を削除するほか、その他文言整理を行うものです。

それでは、新旧対照表の7ページにお戻りいただきまして、附則です。

こちら、附則第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定し、附則の第2項で、改正前の要旨が残存するものは必要な修正を加えて、当分の間使用する経過措置について規定をするものでございます。

第14号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の夏季休暇の取得期間の拡大及び申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第15号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則についてです。

こちら、議案概要を御覧ください。

本件は、申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、自己情報の開示請求等に関する委任状の委任者の押印を削除するものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

本議案は第12条第4項第2号に規定します第14号様式を改正するもので、新旧の様式を御覧いただきますと、旧様式の右上に委任者氏名欄のところに「印」の表示がございますが、これを新様式では削除するものです。

こちらの改正の附則です。

第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定し、附則の第2項で経過措置について規定をいたします。

第15号議案の提案理由です。

申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第16号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

こちら、まず議案概要を御覧ください。

本件は申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、奨学資金貸付申請書、奨学生推薦調書及び奨学生認定書について、それぞれ様式の改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表を御覧ください。

本議案は、第11条第1号に規定する第1号様式の甲及び乙及び同条第2号に規定します第2号様式の甲及び乙、同条3号に規定する第3号様式について、それぞれ改正をするものでございます。

こちら、新旧の様式を添付してございますので、必要の都度御覧いただければと思います。

まず、第1号様式の甲についてです。こちら旧様式を御覧いただきますと、裏面の中央部分の申請者欄、その下にございます連帯保証人欄と、さらにその下親権者の氏名欄及び健康状態の記入者欄にございます「印」の表示を新様式では全て削除するもので、次の第1号様式の乙についても同様の改正を行うものでございます。

次に、第2号様式の甲についてですが、こちら旧様式の右上にございます調書作成者及び様式の下为学校長推薦記入欄にある「印」を新様式では削除し、学校長の後に括弧書きで自署を加えるものでございます。

また、第2号様式での乙につきましても同様の改正を行います。

次の、第3号様式ですが、旧様式、右下の新宿区教育委員会の後ろにある「印」を新様式では削除いたします。

新旧対照表にお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定し、第2項で、経過措置を規定いたします。

第16号議案の提案理由です。

申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第17号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則です。

本件は、申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、申請手続等における押印を廃止するほか文言整理、様式の整理を行うものです。

それでは、新旧対照表の2ページを御覧ください。

本議案は、第8条第1項に規定する第2号様式、それから第9条第1項に規定する第3号様式及び第12条に規定する第4号様式を改正するものです。

まず、第2号様式についてですが、旧の様式では右上の氏名欄に「㊤」がございますが、新様式では、これを削除し、その他文言の整理を行います。

次の第3号様式及び第4号様式についても同様に「印」の記載を削除し、その他文言整理を行います。

附則でございます。第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定し、第2項で、経過措置を規定いたします。

それでは、議案をおめくりいただきまして、第17号議案の提案理由です。

申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続いて、第18号議案 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則です。

本件は、申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、女神湖高原学園の利用料金減額申請書及び利用料金返還申請書について様式改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

本議案は、第17条第1項第2号に規定する第15号様式及び第18条第1項に規定する第16号様式を改正するものです。

まず第15号様式では、旧様式の右下にございます申請者欄の「㊤」を削除いたします。

次の第16号議案も同様に、旧の様式、右上の申請者の氏名欄にある「㊤」を削除するものです。

附則ですが、第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定し、第2項で、経過措置を規定いたします。

それでは、第18号議案の提案理由です。

申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第19号議案 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則です。

本件は、申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、新宿区立教育センターの施設使用申請書及び施設使用承認書について、様式改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

本議案は、第4条第1項に規定する第1号様式及び第5条第1項に規定する第2号様式を改正するものです。

まず、第1号様式につきましては、右上の申請書氏名欄にある「㊤」を削除するほか、左上の宛名の後ろにございます「殿」を新様式では「宛て」と改めます。また表の中の行事名の下にございます括弧書きの具体的内容を削除し、新様式では使用日時の欄に「年月日と時間」、行事名の下に「行事内容欄」を追加するほか、旧様式での「使用設備及び備品」との文言を新様式では「使用設備及び備品他」と改め、その他の欄については削除いたします。

次の第2号様式につきましては、旧の様式、左上の新宿区教育委員会の後ろにある「印」を削除し、右上の「所属申請者氏名」、「担当者氏名」、「TEL」を削除し、宛先の「殿」を「様」に改めます。また、第1号様式の改正と同様の様式改正を行うほか、旧様式の「受付番号」を新様式では「承認番号」に改めるものです。

附則でございます。

第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定し、第2項で経過措置を規定します。

第19号議案の提案理由です。

申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第20号議案 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則です。

本件は、申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、新宿歴史博物館利用料金減額免除承認書、博物館資料館外貸出承認申請書及び博物館資料館外貸出承認書について、様式改正を行うも

のです。

新旧対照表を御覧ください。

本議案は、第14条第3項に規定する第11号様式及び第20条第2項に規定する第14号様式、同条第3項に規定する第15号様式を改正するものです。

まず、第11号様式につきましては、旧の様式で右上の指定管理者欄の「印」を削除いたします。

次の、第14号様式では、旧様式右上の氏名欄の「印」を削除するほか、宛先をひらがなの「あて」から漢字の「宛て」に改めるものです。

次の、第15号様式については、旧の様式である右上の新宿区教育委員会の後ろにある「印」を削除いたします。

附則ですが、第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定し、第2項で、経過措置を規定いたします。

第20号議案の提案理由です。

申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためです。

続きまして、第21号議案 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則です。

本件は、申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、林芙美子記念館利用料金減額免除承認書の様式改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

本議案は、第11条第3項に規定する第6号様式を改正するもので、改正内容は、第6号様式、旧様式の右上の指定管理者欄にございます「印」を削除するものです。

附則ですが、第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定します。

第2項で、経過措置を規定するものです。

それでは、第21号議案の提案理由です。

申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

最後に、第22号議案 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

本件は、申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行うもので、改正内容としたしましては、(1)の文化財の指定、登録に関する同意書から次のページ(25)の文化財の修理届まで記載のとおり様式改正を行うものです。

それでは、新旧対照表の3ページを御覧ください。



記載の第3条に規定する第1号様式から裏面の第28号様式までを改正するもので、第1号様式について、旧様式の右上の氏名欄にある「㊟」を削除し、左上の新宿区教育委員会の後ろにある送り仮名のない「宛」を送り仮名のある「宛て」に改めます。

次の第2号様式については、旧様式表面の左下の新宿区教育委員会の後ろにある「四角囲み印」を新様式では削除します。

次の第3号様式から第28号様式につきましても、同様の改正を行うものでございます。

新旧対照表の4ページにお戻りいただきまして、附則ですが、第1項で、この規則は令和3年4月1日から施行することを規定し、第2項で、経過措置を規定いたします。

第22号議案の提案理由です。

申請手続等の押印の廃止の推進に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

ここで、訂正をさせていただきます。

本日お諮りしております議案の附則の、先ほど来、御説明してまいりました規則改正で、令和3年4月1日から施行することを規定し、というところですが、括弧書き1番のところ、「施行規則」と記載がありますが、「施行期日」の誤りでございました。全ての議案について、修正をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 それでは、説明は終わりました。

これより、順次審議を行ってまいります。

まず第12号議案について、御意見、御質問はありますか。

免除規定の変更ですけれども、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 第12号議案について、御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第12号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 第13号議案について、御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了させていただきます。

第13号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第13号議案を原案のとおり決定いたしました。

第14号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がないようでしたら、第14号議案について、討論、質疑を終了いたします。

第14号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第14号議案を原案のとおり決定いたしました。

次に、第15号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 第15号議案について、御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第15号議案を原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第16号議案を原案のとおり決定いたしました。

次に、第17号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がないようであれば、第17号議案についてを原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第17号議案を原案のとおり決定をいたしました。

次、第18号議案について、御意見、御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしいでしょうか。

御意見、御質問がなければ、第18号議案について、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第18号議案を原案のとおり決定をいたしました。

次に、第19号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

では、1点、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。

よく、使用承認書などは割印を押しますよね。今まで割印は押してないのでしょうか。

○教育支援課長 これまでは特に割印などの対応はせずに、教育委員会の印だけで対応してまいりました。

○教育長 はい、分かりました。ありがとうございます。

他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、第19号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第19号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○今野委員 内容的には全く問題ないんですけれども、文化財の関係について、日頃、教育委員会は具体的な事務には関わっていないと思うんですけれども、こういう規則改正のときには教育委員会にかかってくるということについて、仕組みといたしまししょうか、教育委員会の権限の関わり、そのあたりを教えていただければと思います。

○文化観光課長 実務面につきましては、区長部局で補助執行をしております。こちらにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、こちらのほうで地方公共団体は条例に定めるところにより、地方公共団体の長が管理し、執行することができるということで、その内容として文化に関することと文化財の保護に関することと規定されております。それを基とし、新宿区の教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の中で、区立新宿歴史博物館及び区立林芙美子記念館の管理運営に関することと、文化財に関することを文化観光産業部の職員に執行するというものを規定しているものでございます。実務に

関しましては、区長部局の文化観光課で行っておりまして、こういった規則の改正につきましては、教育委員会のほうに諮っていただくという手はずになってございます。

○今野委員 ありがとうございます。よく分かりました。

その上で、従来、教育委員会が所掌をしてきた文化、あるいは文化財も含めてですが、比較的最近になって、条例で知事にそっくり職務を移行できると、またそれは自治体の判断だということになりました。自治体によってはそれを適用して、事実上、区長部局でやっていることも、正式に所管にできるようになって、そのようにしているところもちろは出てきているように聞いています。こういう文化、あるいは博物館ですので社会教育的なものも含めて、教育委員会が関わる部分があるというのは、むしろ適正なことかなと個人的には思っております。けれども、今後そういう動きも可能性があるのかどうか、そんなことが話題になったりすることがあるのかどうか、そのあたりのお話を聞かせていただければと思います。

○文化観光課長 委員から御指摘のありました、区長部局への移管ということについては、平成31年4月1日に文化財保護法が改正されまして、執行について知事部局に移ることができるという規定が新たに設けられたものでございます。地域の歴史ですとか、文化を学んで、次世代に伝えていくという教育的な観点、こちらのほうも極めて重要だと考えてございます。このようなことから、文化財保護業務については、教育委員会も関与していくことが必要であるとももちろん考えてございます。

ただ、区としましては、文化観光課が文化財の保護業務を行うことによりまして、文化財の保護の成果、こちらを観光施策と結びつけて、積極的に発信できるということも考えてございます。また町の魅力の推進ですとか、新宿区が今進めております地域ブランドの創生に文化財を生かす仕組みとして、極めて有効であると考えておりますので、現時点では、新宿区としては、このような補助執行という形で、区長部局が事務を行っていく予定でございませう。また、今後につきましては、他区の行政機関を注視しまして、研究してまいりたいと考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 はい。

○教育長 第20号議案について、ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第20号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第20号議案を原案のとおり決定をいたしました。

次に、第21号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、質疑を終了いたします。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第21号議案を原案のとおり決定をいたしました。

次に、第22号議案について御意見、御質問等ございますでしょうか。

○山下委員 文化財の指定の第2号様式（第4条関係）について、こちらは指定書ですが、これも印が廃止になるんですか。恐らく賞状のような形でいただけるものだと思いますけれども、ここも印鑑がなくなるのでしょうか。ありがたみの面ではあったほうがいいかなと思ったんですけれども。

○文化観光課長 委員御指摘の件に関してお答えします。

こちら、規則上は「印」ということで明記させていただいております。ただ、実際に「印」の記載がなくても、こういった賞状や表彰状につきましては、印を押す予定でございますので、こちらの改正によって実際に押印がなくなるということではありません。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育調整課長 ただ今の山下委員の御質問でございますが、様式の中の印という表示は削除しますが、基本的には公印の押印に関係する法令がありますので、それに基づいて必要な都度、印は押させていただき、必要なものについては押すということでございますので、様式の中の「印」の表示は取らせていただきますけれども、実際には、そこに公印の関係法令に基づいて公印を押すということになります。

○教育長 他に、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、他に御意見、御質問がなければ、第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第22号議案は原案のとおり決定いたしました。

---

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

---

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

---

午後 3時55分閉会